

## 地域密着型サービス事業所の新規指定について

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 申請者     | グリーンライフ株式会社   |
| (2) 事業所名称   | グリーンライフ宮代   |
| (3) 事業所の所在地 | 宮代町大字須賀 1 2 9 5 番地  |
| (4) 事業所の種類  | 認知症対応型共同生活介護及び<br>介護予防認知症対応型共同生活介護                              |
| (5) その他     | 令和 2 年 8 月 3 日付「介護保険最新情報 vol.862 事業所の<br>吸収分割等に伴う事務の簡素化について」を適用 |



指定地域密着型サービス事業所  
 指定地域密着型介護予防サービス事業所  
 指定居宅介護支援事業所  
 指定介護予防支援事業所

指定申請書

2025 年 1 月 27 日

市(区・町・村)長殿 所在地 〒565-0853  
 大阪府吹田市春日三丁目20番8号  
 申請者 名称 グリーンライフ株式会社  
 代表者職名・氏名 代表取締役 玉井 信行

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		法人番号						
申 請 者	フリガナ	グリーンライフカブシキガイシャ						
	名 称	グリーンライフ株式会社						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 565 - 0853 ) 大阪 都 道 吹田 市 区 春日三丁目20番8号 府 県 町 村						
	連絡先	電話番号	03-5255-3335 (内線)	FAX番号	03-5200-1177			
		Email						
	法人等の種類	営利法人						
代表者の職名・氏名・生年月日	職名	代表取締役	フリガナ	タミノブユキ	生年月日			
	氏名	玉井 信行	氏名	玉井 信行	生年月日			
代表者の住所	(郵便番号 )							
法人の吸収合併又は吸収分割における指定申請時に								
☑								
指 定 を 受 け よ う と す る 事 業 所 の 種 別	同一所在地において行う事業等の種類		共生型サービス申請時に	指定申請対象事業(該当事業に○)	既に指定を受けている事業(該当事業に○)	指定申請をする事業の開始予定年月日	様 式	
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護						付表第二号(二)
		認知症対応型通所介護						付表第二号(四)(五)
		小規模多機能型居宅介護						付表第二号(六)
		認知症対応型共同生活介護			○	○	2025年1月1日	付表第二号(七)
		地域密着型特定施設入居者生活介護						付表第二号(八)
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						付表第二号(九)
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護						付表第二号(一)
		複合型サービス						付表第二号(十)
	地域密着型通所介護		<input type="checkbox"/>				付表第二号(三)	
	居宅介護支援事業						付表第二号(十一)	
	介護予防支援事業						付表第二号(十二)	
	サ ー ジ ョ ウ 密 着 型 防 護	介護予防認知症対応型通所介護						付表第二号(四)(五)
介護予防小規模多機能型居宅介護						付表第二号(六)		
介護予防認知症対応型共同生活介護			○	○	2025年1月1日	付表第二号(七)		
介護保険事業所番号		1 1 9 0 5 0 0 1 1 4		(既に指定又は許可を受けている場合)				
医療機関コード等		(保険医療機関として指定を受けている場合)						

※令和2年8月3日「介護保険最終情報vol.862 事業所の吸収分割等に伴う事務の簡素化について」適用

備考

- 1 「指定申請対象事業」及び「既に指定を受けている事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 2 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は訪問看護ステーションとして医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
- 3 地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所のいずれか一方の指定を受けている事業所について、他方の地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合であって、届出事項に変更がないときは、「事業所の名称及び所在地」、「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」、「当該申請に係る事業の開始予定年月日」、「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」、「介護支援専門員の氏名及び登録番号」及び「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。
- 4 法人等の種類は、「社会福祉法人(社協以外)」、「社会福祉法人(社協)」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人(NPO)」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体(都道府県)」、「地方公共団体(市町村)」、「地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
- 5 様式右上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や部屋番号の記入も可能です。
- 6 指定を受けようとする事業所の種類に応じた付表と必要書類を添付してください。

付表第二号(七) 認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号	7120901016893							
	フリガナ	グリーンライフミヤシロ							
	名称	グリーンライフ宮代							
	所在地	(郵便番号 345 - 0831 ) 埼玉 都 道 南埼玉郡宮代 市区 大字須賀1295 府 県 町 村							
	連絡先	電話番号	0480-36-1165 (内線)			FAX番号	0480-36-1161		
管理者	フリガナ	イタガキヤスコ		住所	(郵便番号 [ ] )				
	氏名	板垣 安子			[ ]				
	生年月日	1954年8月5日			[ ]				
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)								
	他の事業所、施設等の職務との兼務(兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地					事業所番号		
		兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等							
	本体施設の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本体施設名称				事業所番号		
協力医療機関	名称	久喜東クリニック			主な診療科名	内科			
	名称				主な診療科名				
○人員に関する基準の確認に必要な事項									
共同生活住居数		27 戸		①		②		③	
従業者の職種・員数		介護従業者		介護従業者		介護従業者		計画作成担当者	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤(人)	4		3	1			専従
		非常勤(人)	4		4				
		常勤換算後の人数(人)	6.2		6.1				
利用者数(推定数を記入)		合計	9 人	9 人	9 人	9 人			
		利用定員	9 人		9 人		9 人		
○設備に関する基準の確認に必要な事項									
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他							
添付書類		別添のとおり							

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
  - 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
  - 3 「協力歯科医療機関」がある場合は、「協力医療機関」欄に併せて記載してください。

(別添)

付表第二号(七) 認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定に係る記載事項 添付書類・チェックリスト

必要書類の添付漏れがないか確認(☑を記載)し、付表と合わせて提出してください。

	添付書類	標準様式	新規指定申請 (※1)	更新申請 (※2)	備考
1	登記事項証明書又は条例等		<input type="checkbox"/> 添付	<input checked="" type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付省略	
2	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	標準様式1	<input type="checkbox"/> 添付	<input type="checkbox"/> 添付 <input checked="" type="checkbox"/> 添付省略	
3	管理者の経歴	標準様式2	<input type="checkbox"/> 添付	<input type="checkbox"/> 添付 <input checked="" type="checkbox"/> 添付省略	
4	平面図	標準様式3	<input type="checkbox"/> 添付	<input type="checkbox"/> 添付 <input checked="" type="checkbox"/> 添付省略	
5	設備・備品等一覧表	標準様式4	<input type="checkbox"/> 添付	<input type="checkbox"/> 添付 <input checked="" type="checkbox"/> 添付省略	
6	運営規程		<input type="checkbox"/> 添付	<input type="checkbox"/> 添付 <input checked="" type="checkbox"/> 添付省略	
7	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	標準様式5	<input type="checkbox"/> 添付	<input type="checkbox"/> 添付 <input checked="" type="checkbox"/> 添付省略	
8	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容		<input type="checkbox"/> 添付	<input type="checkbox"/> 添付 <input checked="" type="checkbox"/> 添付省略	
9	介護老人福祉施設・介護老人保健施・病院等との連絡体制及び支援の体制の概要		<input type="checkbox"/> 添付	<input type="checkbox"/> 添付 <input checked="" type="checkbox"/> 添付省略	
10	誓約書	標準様式6	<input type="checkbox"/> 添付	<input checked="" type="checkbox"/> 添付	

※令和2年8月3日「介護保険最終情報vol.862 事業所の吸収分割等に伴う事務の簡素化について」適用

※1 新規指定申請の際は、全ての添付書類を提出してください。

※2 更新申請の際は、届出済みの内容から変更がない場合、添付を省略することが可能です。  
添付を省略する場合には、「添付省略」にチェックを付けてください。  
届出済みの内容が不明確な場合には、必要書類一式を提出してください。

提出者(問合先)

事業所名	グリーンライフ宮代
担当者名	福田 政徳
電話	0277-40-2531
メールアドレス	████████████████████

(標準様式6)

## 誓約書

2025 年 1 月 1 日

宮代町 町長 殿

申請者 (名称) グリーンライフ株式会社

(代表者の職名・氏名) 代表取締役 玉井 信行

申請者が別紙のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

<input type="radio"/>	別紙①: 地域密着型サービス事業所向け
	別紙②: 居宅介護支援事業所向け
<input type="radio"/>	別紙③: 地域密着型介護予防サービス事業所向け
	別紙④: 介護予防支援事業所向け

(該当に○)

(別紙①): 地域密着型サービス事業所向け)  
介護保険法第78条の2第4項

一	申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
二	当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
三	申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
四	当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長(以下この条において「所在地市町村長」という。)の同意を得ていないと
四の二	申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五	申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五の二	申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五の三	申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づき滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
六	申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが
六の二	申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
六の三	申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
七	申請者が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起
七の二	前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
八	申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
九	申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
十	申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
十一	申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
十二	申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

(別紙③): 地域密着型介護予防サービス事業所向け)  
介護保険法第115条の12第2項

一	申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
二	当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
三	申請者が、第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
四	当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。
四の二	申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五	申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五の二	申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五の三	申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
六	申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
六の二	申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
六の三	申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
七	申請者が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
七の二	前号に規定する期間内に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
八	申請者が、指定の申請前五年以内に居室サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
九	申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
十	申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
十一	申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
十二	申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

## 履歴事項全部証明書

大阪府吹田市春日三丁目20番8号  
グリーンライフ株式会社

会社法人等番号	1209-01-016893
商号	グリーンライフ株式会社
本店	大阪府吹田市春日三丁目20番8号
公告をする方法	官報及び日本経済新聞に掲載してする。
会社成立の年月日	平成6年5月16日
目的	<p>本会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む株式会社等の株式・持分等を保有することにより、当該株式会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護保険法による訪問介護及び介護予防訪問介護の居宅サービス事業又は介護保険法に基づく第一号訪問事業</li> <li>2. 介護保険法による訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の居宅サービス事業</li> <li>3. 介護保険法による訪問看護及び介護予防訪問看護の居宅サービス事業</li> <li>4. 介護保険法による訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの居宅サービス事業</li> <li>5. 介護保険法による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の居宅サービス事業</li> <li>6. 介護保険法による通所介護及び介護予防通所介護の居宅サービス事業又は介護保険法に基づく第一号通所事業</li> <li>7. 介護保険法による短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の居宅サービス事業</li> <li>8. 介護保険法による特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居宅サービス事業</li> <li>9. 介護保険法による福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の居宅サービス事業</li> <li>10. 介護保険法による特定福祉用具販売及び介護予防特定福祉用具販売の居宅サービス事業</li> <li>11. 介護保険法による地域密着型介護サービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入所者生活介護）事業</li> <li>12. 介護保険法による地域密着型介護予防サービス（介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護）事業</li> <li>13. 介護保険法による居宅介護支援及び介護予防支援事業</li> <li>14. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業</li> <li>15. 有料老人ホームの経営</li> <li>16. サービス付き高齢者向け住宅の経営</li> <li>17. 軽費老人ホームの経営</li> </ol>

	<p>18. 給食事業及び在宅配食サービス事業 19. 飲食店の経営 20. 託児所及び保育所の経営 21. 医薬品の売買及び医療機器の賃貸並びに販売 22. 食料品、衣料品、日用雑貨品、家庭用品及び化粧品の販売 23. 介護用品及び介護機器の販売、賃貸 24. 不動産の売買、賃貸、管理並びに仲介 25. 損害保険代理業 26. 経営コンサルタント業 27. 農作物の生産、加工、貯蔵、運搬、販売、作業委託に関する事業 28. 前記各号に付帯する一切の業務</p> <p>令和 2年 6月 5日変更      令和 2年 6月 22日登記</p>	
発行可能株式総数	3万株	平成21年 1月20日変更 平成21年 3月27日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>1万6156株</u>	令和 2年 2月 1日変更 令和 2年 2月 3日登記
	発行済株式の総数 <u>2万160株</u>	令和 7年 1月 1日変更 令和 7年 1月 6日登記
	発行済株式の総数 <u>2万169株</u>	令和 7年 1月 1日変更 令和 7年 1月 6日登記
	発行済株式の総数 <u>2万209株</u>	令和 7年 1月 1日変更 令和 7年 1月 6日登記
資本金の額	金5000万円	平成26年 3月 7日変更 平成26年 3月 7日登記
株式の譲渡制限に関する規定	本会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する	

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>小川宏隆</u>	令和3年6月4日重任	
			令和3年6月7日登記	
			令和4年6月7日重任	
			令和4年6月20日登記	
			令和5年6月9日重任	
			令和5年6月19日登記	
	<u>取締役</u>	<u>小川宏隆</u>	令和6年6月7日退任	
			令和6年6月21日登記	
			<u>取締役</u>	<u>伊賀隆峰</u>
			令和3年6月4日重任	
			令和3年6月7日登記	
			令和4年6月7日重任	
	令和4年6月20日登記			
	令和5年6月9日重任			
	<u>取締役</u>	<u>伊賀隆峰</u>	令和5年6月19日登記	
令和6年6月7日退任				
令和6年6月21日登記				
<u>取締役</u>			<u>池田登</u>	
令和3年6月4日重任				
令和3年6月7日登記				
令和4年6月7日重任				
令和4年6月20日登記				
令和5年6月9日重任				
<u>取締役</u>	<u>池田登</u>	令和5年6月19日登記		
		令和6年6月7日重任		
		令和6年6月21日登記		

	取締役	玉井 信行	令和 3年 6月 4日重任
			令和 3年 6月 7日登記
	取締役	玉井 信行	令和 4年 6月 7日重任
			令和 4年 6月 20日登記
	取締役	玉井 信行	令和 5年 6月 9日重任
			令和 5年 6月 19日登記
	取締役	玉井 信行	令和 6年 6月 7日重任
			令和 6年 6月 21日登記
	取締役	小牧 加代子	令和 3年 6月 4日就任
			令和 3年 6月 7日登記
			令和 4年 3月 5日死亡
			令和 4年 4月 8日登記
取締役	中島 久利	令和 4年 6月 7日就任	
		令和 4年 6月 20日登記	
取締役	中島 久利	令和 5年 6月 9日重任	
		令和 5年 6月 19日登記	
取締役	中島 久利	令和 6年 6月 7日重任	
		令和 6年 6月 21日登記	
取締役	銅金 与父	令和 5年 6月 9日就任	
		令和 5年 6月 19日登記	
取締役	銅金 与父	令和 6年 6月 7日重任	
		令和 6年 6月 21日登記	

	東京都大田区西糀谷三丁目11番10号 代表取締役 <u>玉井 信行</u>	令和 3年 6月 4日就任 ----- 令和 3年 6月 7日登記
	東京都大田区西糀谷三丁目11番10号 代表取締役 <u>玉井 信行</u>	令和 4年 6月 7日重任 ----- 令和 4年 6月20日登記
	東京都大田区西糀谷三丁目11番10号 代表取締役 <u>玉井 信行</u>	令和 5年 6月 9日重任 ----- 令和 5年 6月19日登記
	東京都大田区西糀谷三丁目11番10号 代表取締役 <u>玉井 信行</u>	令和 6年 6月 7日重任 ----- 令和 6年 6月21日登記
	監査役 <u>赤松 利起</u>	令和 3年 6月 4日就任 ----- 令和 3年 6月 7日登記
		令和 6年 6月 7日辞任 ----- 令和 6年 6月21日登記
	監査役 <u>伊賀 隆峰</u>	令和 6年 6月 7日就任 ----- 令和 6年 6月21日登記
	会社分割	令和7年1月1日仙台市泉区泉中央一丁目7番地の1シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社から分割 令和 7年 1月 6日登記
		令和7年1月1日島根県鹿足郡津和野町枕瀬189番地7日星調剤株式会社から分割 令和 7年 1月 6日登記
	吸収合併	令和4年9月1日大阪府茨木市若園町28番17号株式会社ハッピーケアを合併 令和 4年 9月 1日登記
		令和7年1月1日東京都中央区八重洲一丁目4番16号グリーンライフ東日本株式会社を合併 令和 7年 1月 6日登記
		令和7年1月1日山口県防府市沖今宿一丁目18番20号株式会社オールケアを合併 令和 7年 1月 6日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	

大阪府吹田市春日三丁目20番8号  
グリーンライフ株式会社

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	平成20年11月1日兵庫県尼崎市杭瀬南新町四丁目5番3号から本店移転 平成20年11月10日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和 7年 1月27日

前橋地方法務局桐生支局

登記官

田 村 博 行

